

屋内退避区域(いわき市)から平成23年3月に避難した申立人母子について、平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費並びに令和5年10月に帰還した際の帰還費用の賠償が認められるとともに、申立人母について、乳幼児であった申立人子連れて避難したことを考慮して、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年10月20日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金37万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年12月20日

(仲介委員 玉越 浩美)

共通(自主的避難等対象区域以外)

(別紙)

申立人 X1 について 令和〇年(東)第〇号事件					
損害項目	期間	一部和解金額	備考		
検査費用(人)					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 (第五次追補第2の2)				
	増額事由 (第五次追補第2の4)	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話	2011年3月～2011年9月	210,000円	月額3万円×7ヶ月=21万円
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第2の1)				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 (第五次追補第2の2)				
	生活基盤変容に準じる精神的損害 (第五次追補第2の2)				
健康不安に基礎を置く精神的損害 (第五次追補第2の3)					
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦)					
自主的避難等に係る損害 (子供・妊婦以外) (第五次追補第3)	2011年4月23日～2011年12月31日	160,000円	中間指針第五次追補で示された金額(精神的損害等に対する賠償+生活費増加費用等に対する賠償):20万円 避難等対象区域(計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く)以下、①既払いは控除 ①追加的費用等に対する賠償:4万円 ※旧屋内退避区域および南相馬市の一部のみ		
就労不能損害					
営業損害					
検査費用(物)					
不動産の財物損害					
家財の財物損害					
その他					
	一部和解合計額	370,000円			
支払額		370,000円			

屋内退避区域(いわき市)から平成23年3月に避難した申立人母子について、平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費並びに令和5年10月に帰還した際の帰還費用の賠償が認められるとともに、申立人母について、乳幼児であった申立人子連れて避難したことを考慮して、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1及び別紙2記載の損害項目（別紙1及び別紙2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙1及び別紙2記載の和解金合計152万6959円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、前項の金員のうち47万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解

決センターに交付する。
令和7年8月28日

(仲介委員 玉越 浩美)

申立人 X 1 について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目	期間	一部和解金額	備考		
検査費用（人）					
避難費用					
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料				
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）				
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話	2011年3月～2011年9月	210,000円	月額3万円×7ヶ月＝21万円
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）				
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）				
生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）					
健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外） （第五次追補第3）	2011年4月23日～2011年12月31日	160,000円	中間指針第五次追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償）：20万円 避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）以下、①既払い分は控除 ①追加的費用等に対する賠償：4万円 ※旧屋内退避区域および南相馬市の一部のみ		
就労不能損害					
営業損害					
検査費用（物）					
不動産の財物損害					
家財の財物損害					
その他					
	一部和解合計額	370,000円			

損害項目	対象期間	和解金
避難費用（交通費）	平成23年7月1日から 平成27年3月31日まで	¥61,200
避難費用（引越費用）		¥32,259
避難費用（家賃）		¥97,500
一時帰宅費用		¥378,400
家財道具購入費用		¥50,000
避難雑費		¥381,000
帰還費用	令和5年10月1日から 令和5年10月31日まで	¥156,600

合計 ¥1,156,959